

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について

令和2年3月30日元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知
改正：令和2年4月30日2経営第344号
令和2年6月12日2経営第708号
令和2年7月31日2経営第1249号
令和2年9月4日2経営第1311号-1
令和3年2月12日2経営第2865号
令和3年3月29日2経営第3405号
令和3年8月31日3経営第1455号
令和3年9月28日3経営第1617号
令和4年3月31日3経営第3215号
令和4年4月26日4経営第331号
令和4年9月13日4経営第1511号
令和4年9月30日4経営第1640号
令和4年10月28日4経営第1820号
令和5年3月31日4経営第3073号
令和5年8月25日5経営第1299号
令和5年10月6日5経営第1565号
令和6年1月25日5経営第2463号
令和6年3月29日5経営第3163号
令和6年9月6日6経営第1364号
令和6年10月25日6経営第1660号
令和7年3月31日6経営第3317号

第1 平成30年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表18(3)から(8)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

1 平成30年5月20日から平成30年7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

2 平成30年6月28日から平成30年7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（平成30年7月豪雨）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

- (1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額又は生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。
- (2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額又は年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 平成30年北海道胆振東部地震

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

第2 令和元年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の1(3)から(8)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

1 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

2 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（平成30年7月豪雨）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

- (1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 平成30年北海道胆振東部地震

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

5 令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

8 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年台風第19号）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

9 新型コロナウイルス感染症

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の1(3)及び(6)から(8)までの利子助成対象資金に限る。）

第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の2(3)から(13)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、1から3まで、6及び7については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。

- 1 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）
当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの
- 2 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）
当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの
- 3 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年台風第19号）（災害関連資金）
資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの
 - (1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少し

ていること又は経営費が3割以上上昇していること。

- (2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

4 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）

5 新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(10)から(13)までの利子助成対象資金に限る。）

6 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨（令和2年7月豪雨）（災害関連資金）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

- (1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。
- (2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査

において行うものとする。

第4 令和3年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の3(3)から(13)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、3から6までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。

1 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の3(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）

2 新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の3(10)から(13)までの利子助成対象資金に限る。）

3 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨（令和2年7月豪雨）（災害関連資金）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

5 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

第5 令和4年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の4(4)から(14)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、3から7までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。

1 新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の4(4)及び(7)から(10)までの利子助成対象資金に限る。）

2 新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の4(11)から(14)までの利子助成対象資金に限る。）

3 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

5 令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

第6 令和5年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の5(4)から(11)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、1については、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIに定める資金を受ける者を除く。また、2から7までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営

体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2の(1)のエからキに定める資金及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2の(1)のエからキに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。

1 新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の5(4)、(8)及び(11)の利子助成対象資金に限る。)

2 令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

3 令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

5 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和6年能登半島地震

(1) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

(2) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

第7 令和6年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の6(4)から(11)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、1については、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIに定める資金を受ける者を除く。また、2から7までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2の(1)のエからキに定める資金及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2の(1)のエからキに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を

受ける者を除く。

1 新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高）、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の6(4)、(8)及び(11)の利子助成対象資金に限る。）

2 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

3 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和6年能登半島地震又は令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

(1) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

(2) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

5 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨（4を除く。）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

第8 令和7年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の7(3)から(10)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、1については、実施要綱別表20の7(3)、(7)及び(10)の利子助成対象資金に限り、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のIに定める資金を受ける者を除く。また、2から5までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のIIに定める資金、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2の(1)のエからキに定める資金及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖繩振興局長通知）第2の(1)のエからキに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。

1 原油価格高騰等

資金を必要とする農業者等であって、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高）、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認で

きたもの

2 令和6年能登半島地震又は令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

(1) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

(2) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

5 令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨（2を除く。）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

附 則（令和2年3月30日元経営第3240号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日2経営第344号）

この通知は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月12日2経営第708号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則（令和2年7月31日2経営第1249号）

この通知は、令和2年7月31日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則（令和2年9月4日2経営第1311号-1）

この通知は、令和2年9月4日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

附 則（令和3年2月12日2経営第2865号）

この通知は、令和3年2月13日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2経営第3405号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日3経営第1455号）

この通知は、令和3年8月31日から施行し、令和3年5月11日から適用する。

附 則（令和3年9月28日3経営第1617号）

この通知は、令和3年9月28日から施行し、令和3年8月7日から適用する。

附 則（令和4年3月31日3経営第3215号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日4経営第331号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則（令和4年9月13日4経営第1511号）

この通知は、令和4年9月13日から施行し、令和4年7月14日から適用する。

附 則（令和4年9月30日4経営第1640号）

この通知は、令和4年9月30日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和4年10月28日4経営第1820号）

この通知は、令和4年10月28日から施行し、令和4年9月17日から適用する。

附 則（令和5年3月31日4経営第3073号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日5経営第1299号）

この通知は、令和5年8月25日から施行し、令和5年5月28日から適用する。

附 則（令和5年10月6日5経営第1565号）

この通知は、令和5年10月6日から施行し、令和5年8月12日から適用する。

附 則（令和6年1月25日5経営第2463号）

この通知は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日5経営第3163号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月6日6経営第1364号）

この通知は、令和6年9月6日から施行し、令和6年6月8日から適用する。

附 則（令和6年10月25日6経営第1660号）

この通知は、令和6年10月25日から施行し、令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨に係る改正規定については令和6年8月26日から、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る改正規定については令和6年9月20日から適用する。

附 則（令和7年3月31日6経営第3317号）
この通知は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式)

原油価格・物価高騰等の影響状況確認表

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 店
株式会社日本政策金融公庫 支店
沖縄振興開発金融公庫 支店

御中

年 月 日

住所
氏名

農業経営に対する影響 の状況	(可能な限り具体的に記載ください。)	
いずれかの状況 (注)	前年同期間 (年 月 ~ 年 月)	確認期間 (年 月 ~ 年 月)
<input type="checkbox"/> 農業粗収益		
<input type="checkbox"/> 所得率		
<input type="checkbox"/> 純利益額	(%、千円)	(%、千円)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否	

(注) 記載にあたっては次を参考にしてください。

個人の場合は所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び確定申告書(Bの第一表)、法人の場合は法人税申告書添付の損益計算書から、それぞれ次の数値を記載してください。

	個人	法人
農業粗収益	収入金額計 (7)	売上高合計 (※)
所得率	所得金額 (48) ÷ 収入金額計 (7)	経常利益 ÷ 売上高合計 (※)
純利益額	所得金額 (48) - 申告納税額 (49)	税引後当期純利益

※農業部門の売上高が明確に把握できる場合は、当該売上高とすることができる。

(留意事項)

農業粗収益、所得率又は純利益額の状況について、融資機関は決算書等により確認すること。